

○ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十八年政令第二号）  
 新旧対照条文

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）  
 （第一条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（補助金等とする給付金の指定）            第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十四号から第九十一号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。            一～二十五（略）            二十六～六十八（略）            六十九 まちづくり交付金（第二十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。）            七十～九十一（略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）            第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第三十五号から第九十二号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。            一～二十五（略）            二十六 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）第二十三条の規定による交付金            二十七～六十九（略）            七十 まちづくり交付金（第三十号に掲げる給付金に該当するものを除く。）            七十一～九十二（略）</p>

二 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）  
（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（作業主任者を選任すべき作業）            第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。            一 〇十五の五 （略）            一六 （略）</p> <p>十七 （略）            十八 別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）            十九 〇二十二 （略）            二十三 次に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）            イ 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）            ロ イに掲げる物を含む製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）            第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。            一 〇十五の五 （略）            一五の六 （略）            一六 ボイラー（小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。）の据付けの作業            イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー            ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー            ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー            ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。）            十七 （略）            十八 別表第三に掲げる特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）            十九 〇二十二 （略）</p>

(法第三十一条の二の政令で定める設備)

第九条の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。

一 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。))を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱い設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)及びその附属設備

二 特定化学設備(別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱い設備で、移動式以外のものをいう。第十五条第一項第十号において同じ。)及びその附属設備

(定期に自主検査を行うべき機械等)

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 化学設備(配管を除く。)及びその附属設備

六 九 (略)

十 特定化学設備及びその附属設備

(定期に自主検査を行うべき機械等)

第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。))を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱い設備(配管を除く。)で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。)及びその附属設備

六 九 (略)

十 特定化学設備(別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱い設備で、移動式以外のものをいう。)及

十一 (略)

2 (略)

(職長等の教育を行うべき業種)

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 (略)

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)

ロ ホ (略)

三 六 (略)

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 ボイラー(小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。)

又は第六条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー

ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー

ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー

ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、その内容積が〇・四立方メートル以下のものに限る。)

六 十六 (略)

(作業環境測定を行うべき作業場)

びその附属設備

十一 (略)

2 (略)

(職長等の教育を行なうべき業種)

第十九条 法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 (略)

二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食料品・たばこ製造業(化学調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)

ロ ホ (略)

三 六 (略)

(就業制限に係る業務)

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 第六条第十六号のボイラー又は同条第十七号の第一種圧力容器の整備の業務

六 十六 (略)

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質若しくは第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場  
八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質(同号5に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5に係るものを除く。 )を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。 )、第六条第二十三号イ若しくはロに掲げる物を製造し、若しくは取り扱う業務又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務  
四〇六 (略)

二〇三 (略)

別表第一 危険物(第一条、第六条、第九条の三関係)

一〇五 (略)

別表第三 特定化学物質(第六条、第九条の三、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場  
八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質等(同号5の2に掲げる物及び同号37に掲げる物で同号5の2に係るものを除く。 )を製造し、若しくは取り扱う業務(同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務を除く。 )又は第十六条第一項各号に掲げる物を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務  
四〇六 (略)

二〇三 (略)

別表第一 危険物(第一条、第六条、第十五条関係)

一〇五 (略)

別表第三 特定化学物質等(第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係)

一 (略)

二 第二類物質  
1  
3 (略)

5 | 4 |  
(略) (略)

三 6  
37 (略)

二 第二類物質

1  
3 (略)

5 | 4 | 石綿(アモサイト及び  
クロシドライトを除く。)

5 | の  
2 (略)

三 6  
37 (略)

三 労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）  
（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（試験の手数料）</p> <p>第六条 法第百十二条第一項第十一号又は第十二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 揚貨装置運転士免許試験、クレーン・デリック運転士免許試験及び移動式クレーン運転士免許試験 学科試験については八千三百円、実技試験については一万千百円</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（試験の手数料）</p> <p>第六条 法第百十二条第一項第十一号又は第十二号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 揚貨装置運転士免許試験、クレーン運転士免許試験、移動式クレーン運転士免許試験及びデリック運転士免許試験 学科試験については八千三百円、実技試験については一万千百円</p> <p>四・五 （略）</p>

四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等）                  第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。）                  に関し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>読替えに係る労働安全衛生法の規定                  （略）                  第三十二条第一項</p>	<p>（略）                  （略）</p>	<p>読み替える字句                  （略）                  （略）</p>	<p>読み替える字句                  （略）                  （略）</p>
<p>第三十二条第二項</p>	<p>第三十条の第二項又は第三項</p>	<p>第三十条の第二項又は第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>	<p>第三十条の第二項又は第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>第三十二条第三項</p>	<p>同条第一項                  第三十条の第三項又は第四項</p>	<p>第三十条の第三項又は第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>	<p>若しくは第四項若しくは第三十条の第二項若しくは第四項若しくは第三十条の第二項若しくは第四項若しくは第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>第三十二条第四項</p>	<p>若しくは第四項</p>	<p>若しくは第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>	<p>若しくは第四項若しくは第三十条の第二項若しくは第四項若しくは第三項の規定により適用される場合を含む。）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

	2	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
六項及び第七項	項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項	法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)、第三十条の二第一項若しくは第四項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)
前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条 (略)	第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条	第三十一条第一項(労働者派遣法第四十五条第十項の規定により適用される場合を含む。)、第三十一条の二(労働者派遣法第四十五条第十項の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第一項から第四項まで(労働者派遣法第四十五条第十項の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第五項、第三十三条第一項(労働者

	2	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
六項及び第七項	項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項	法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)、第三十条の二第一項若しくは第四項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)
前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条 (略)	若しくは第四項、第三十条の二第一項	若しくは第四項若しくは第三十条の二第一項
第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項、第十三条第一項若しくは第二項又は第三十	第三十二条第一項から第三項まで若しくは第三十三条第一項(労働者派遣法第四十五条第十項の規定により適用される場合を含む。)、第三十	第三十二条第一項から第三項まで若しくは第三十三条第一項(労働者派遣法第四十五条第十項の規定により適用される場合を含む。)、第三十

(略)	(略)	(略)	<p>派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)、第三十三条第二項又は第三十四条(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>
(略)	(略)	(略)	<p>第四条 労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>

五 公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十一号）  
 （第五条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（都道府県知事等による事務の処理） 第一条 公益法人（民法第三十四条の規定により法人とされた社团又は財団及び民法施行法第十九条第二項の規定による認可を受けた法人をいう。以下同じ。）又は民法第三十四条の許可を受けようとする社团若しくは財団（以下「公益法人等」と総称する。）であつてその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるもの（第三項に掲げるもの及び別表第一主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益法人等であつてそれぞれ同表事項欄に定める事項を事業の目的とするものを除く。）に対する次に掲げる主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。 一〜四 （略） 2・3 （略）			
別表第一（第一条関係） 主務官庁 （略） 厚生労働省	事項 （略） 一 都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十四年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化	別表第一（第一条関係） 主務官庁 （略） 厚生労働省	事項 （略） 一 都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十四年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化

(略)	<p>炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）、労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三章第四節の規定に限る。）又は労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）の施行に関する事務（雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第一条第一項に掲げる事務を除く。）に関連する事項</p>
(略)	<p>炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）、労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三章第四節の規定に限る。）又は労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）の施行に関する事務（雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）第一条第一項に掲げる事務を除く。）に関連する事項</p>

六 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第六十二号）  
 （第五条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（都道府県知事等による事務の処理）                      第一条 信託法第六十六条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるもの（次項に掲げるもの及び別表第一主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であつてそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。）に対する同法第六十七条から第七十三条までに規定する主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。</p>		<p>（都道府県知事等による事務の処理）                      第一条 信託法第六十六条に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）であつてその受益の範囲が一の都道府県の区域内に限られるもの（次項に掲げるもの及び別表第一主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益信託であつてそれぞれその目的が同表事項欄に定める事項に該当するものを除く。）に対する同法第六十七条から第七十三条までに規定する主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。</p>	
<p>別表第一（第一条関係）                      2 （略）</p>		<p>別表第一（第一条関係）                      2 （略）</p>	
<p>主務官庁                      （略）                      厚生労働省</p>	<p>事項                      （略）                      一 都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの                      イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十</p>	<p>主務官庁                      （略）                      厚生労働省</p>	<p>事項                      （略）                      一 都道府県労働局の所掌事務に関連する事項のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの                      イ 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十</p>

(略)	<p>四号)、家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)、労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第三章第四節の規定に限る。)又は労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)の施行に関する事務(雇用保険法施行令(昭和五十年政令第二十五号)第一条第一項に掲げる事務を除く。)に関連する事項</p>
(略)	<p>四号)、家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)、労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第三章第四節の規定に限る。)又は労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の施行に関する事務(雇用保険法施行令(昭和五十年政令第二十五号)第一条第一項に掲げる事務を除く。)に関連する事項</p>

七 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）  
（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方労働審議会） 第五十六條の二（略）</p> <p>2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、第四十四條、第四十五條及び第四十七條の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（地方労働審議会） 第五十六條の二（略）</p> <p>2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第三十四号）、第四十四條、第四十五條及び第四十七條の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二（略）</p> <p>三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>3・4（略）</p>

八 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）  
（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
259 (略)	(分科会) 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	(分科会) 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
	名称 労働条件分科会	所掌事務 一 (略) 二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	名称 労働条件分科会

九 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）  
 （第六条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令</p> <p>（厚生労働大臣の権限の委任）</p> <p>第一条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（以下「法」という。）に規定する厚生労働大臣の権限であつて次に掲げるもののうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（同条第一項に規定する労働時間等設定改善実施計画をいう。以下同じ。）に係るものは、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p>	<p>労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令</p> <p>（厚生労働大臣の権限の委任）</p> <p>第一条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（以下「法」という。）に規定する厚生労働大臣の権限であつて次に掲げるもののうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（同条第一項に規定する労働時間短縮実施計画をいう。以下同じ。）に係るものは、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（都道府県が処理する事務等）</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p>

一〇五 (略)

2 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限であつて前条各号に掲げるもの（法第八条第四項又は第五項に規定するものを除く。）のうち、次の表の事業の欄に掲げる事業に係る労働時間等設定改善実施計画であつて当該労働時間等設定改善実施計画に記載された同条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが同表の区域の欄に定める区域内にあるものに係るもの（前項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）は、それぞれ同表の機関の欄に定める機関に委任する。

(表 略)

一〇五 (略)

2 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限であつて前条各号に掲げるもの（法第八条第四項又は第五項に規定するものを除く。）のうち、次の表の事業の欄に掲げる事業に係る労働時間短縮実施計画であつて当該労働時間短縮実施計画に記載された同条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが同表の区域の欄に定める区域内にあるものに係るもの（前項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るものを除く。）は、それぞれ同表の機関の欄に定める機関に委任する。

(表 略)